

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）</p> <p>(4) 五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数（上空にあつては、航空機内で運用する場合に限る。）</p> <p>(5) 五、二二〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）</p>	<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）</p> <p>(4) 五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数（上空で運用する無線局（航空機内で運用するものを除く。）が使用するものを除く。）</p>

(6) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの

五
十
(略)

(5) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの

五
十
(略)

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号(3)の告示で定める場所において使用するものに限る。）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合</p> <p>五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHz</p> <p>(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合</p> <p>五、一九〇MHz、五、二三〇MHz、五、二七〇MHz又は五、三一〇MHz</p> <p>(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合</p> <p>五、二一〇MHz又は五、二九〇MHz</p> <p>(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合</p> <p>五、二五〇MHz</p> <p>二 変調方式は、次のいずれかであること。</p> <p>(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合に限る。）</p> <p>(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調</p>	<p>（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三二〇MHz又は五、三三〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 変調方式は、次のいずれかであること。</p> <p>(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合</p> <p>(一) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式</p> <p>(二) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれ</p>

方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が一八MHz以下の
場合に限る。）

(3) 直交周波数分割多重方式

ホ 信号伝送速度は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

毎秒二〇メガビット以上

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

毎秒四〇メガビット以上

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

毎秒八〇メガビット以上

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

毎秒一六〇メガビット以上

ヘ 送信パースト長は四ミリ秒以下であること。

ト 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方

式又はこれらの複合方式を使用する送信装置

一〇ミリワット以下

(3) 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置は、次のとおりであるこ
と。

(一) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(二) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

らの複合方式

(三) 直交周波数分割多重方式

(2) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え三八MHz以下の場合 直交周波数分割多重方
式

二 信号伝送速度は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合、毎秒二〇メガビット以上の速度で信
号を伝送できるものでなければならないこと。

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合、毎秒四〇メガビット以
上の速度で信号を伝送できるものでなければならないこと。

ホ 送信パースト長は四ミリ秒以下であること。

ヘ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

(1) 一変調方式を使用する送信装置は、一MHzの帯域幅における平均電力が

一〇ミリワット以下であること。

(2) 一変調方式を使用する送信装置は、一〇ミリワット以下であること。

(3) 一(一)及び一(二)の変調方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九MHz以下のものは、一MHzの帯域幅における平均電力が

一〇ミリワット以下であること。

(二) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下のものは、一MHzの帯域幅におけ

る平均電力が五ミリワット以下であること。

ト 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

(一) 五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHzの周波数の電波を使用する場合 一〇ミリワット以下

(二) 五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する場合

(イ) 一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合 一〇ミリワット以下

(ロ) (イ)以外の場合 五ミリワット以下

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

(一) 五、一九〇MHz又は五、二三〇MHzの周波数の電波を使用する場合 五ミリワット以下

(二) 五、二七〇MHz又は五、三一〇MHzの周波数の電波を使用する場合

(イ) 一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を

一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

(四) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

チ 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

(一) 五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHzの周波数の電波を使用するとき 一〇ミリワット以下

(二) 五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用するとき 一〇ミリワット以下 (一)の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、五ミリワット以下

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

(一) 五、一九〇MHz又は五、二三〇MHzの周波数の電波を使用するとき 五ミリワット以下

(二) 五、二七〇MHz又は五、三一〇MHzの周波数の電波を使用するとき 五ミリワット以下 (一)の通信系における平均の空中線電力を三デシ

ベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、二・五ミリワット以下)

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

(一) 五、二一〇MHzの周波数の電波を使用するとき

二・五ミリワット以下

(二) 五、二九〇MHzの周波数の電波を使用するとき

二・五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三

デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、一・二五ミリ

ワット以下）

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三

デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

リ 直交周波数分割多重方式は、一MHzの帯域幅当たりの搬送波の数が一以上であること。

又 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式は、次のいずれかであること。

(1) 拡散率が五以上となるもの

(2) 変調方式が変調信号の送信速度に等しい周波数の五倍以上の周波数帯域幅にわたつて掃引する信号を変調信号の送信の周期ごとに乗算させるもの

ル 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

を具備する場合 五ミリワット以下

(イ) 以外の場合 二・五ミリワット以下

リ 直交周波数分割多重方式は、一MHzの帯域幅当たりの搬送波の数が一以上であること。

又 スペクトル拡散方式は、次のいずれかであること。

(1) 直接拡散方式であつて、その拡散率が五以上となるものであること。

(2) 直接拡散方式であつて、変調方式が変調信号の送信速度に等しい周波数の五倍以上の周波数帯域幅にわたつて掃引する信号を変調信号の送信の周期ごとに乗算させるものであること。

ル 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合、搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

(2) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合、搬送波の周波数から二

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3) 占有周波数帯幅が一〇MHzを超え三八MHz以下の場合

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一九MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(4) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の(±)三九MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値
 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

(一) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の無線設備

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数 (f)	1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、一四〇MHz	五、一四〇MHz	九八MHz以上	二・五マイクロワット以下
以上	五、一四二MHz	一〇〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、一四二MHz	五、一四二MHz	九〇MHz以上	一五マイクロワット以下
を超え	五、一五〇MHz	九八MHz未満	一五マイクロワット以下
五、一五〇MHz	以下		次に掲げる式に
以下			
五、二五〇MHz		一〇MHz以上	

〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

(3) 占有周波数帯幅が一〇MHzを超え三八MHz以下の場合、搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一九MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHzの周波数の電波を使用する場合

(一) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルからの差の周波数 (f)	1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、一四〇MHz		九八MHzを超え	二・五マイクロワット以下
MHz以上		一〇〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、一四二MHz		九〇MHzを超え	一五マイクロワット以下
MHzを超え		九八MHz以下	一五マイクロワット以下
五、一五〇MHz			
MHz以下			

五、二四〇MHz	以上	一一MHz未満	よる値以下 $10^{-1} \cdot f \cdot (6/30) \cdot (f-1) \cdot 20$ // コロミア
	五、二五二MHz 未満	一一MHz以上 二〇MHz未満	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-1} \cdot f \cdot (6/30) \cdot (f-1) \cdot 20$ // コロミア
五、二六〇MHz	五、二五二MHz 以上	二〇MHz以上 二六・七MHz未満	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-1} \cdot f \cdot (6/30) \cdot (f-1) \cdot 20$ // コロミア
	五、二六六・ 七MHz以上 五、二六〇MHz 以下	二六・七MHz以上 一一〇MHz以下	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-1} \cdot f \cdot (6/30) \cdot (f-20)$ // コロミア
五、二六〇MHz	五、二四〇MHz 以上	二六・七MHz以上 一一〇MHz以下	二・五マイクロワ ット以下
	五、二三三・ 三MHzを超え 五、二四〇MHz 以下	二〇MHz以上 二六・七MHz未満	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-1} \cdot f \cdot (6/30) \cdot (f-1) \cdot 20$ // コロミア

五、二五〇MHz 以上	五、二四〇MHz	一一MHz以上 二〇MHz未満	次に掲げる式による値 以下 $10^{-1} \cdot f \cdot (6/30) \cdot (f-1) \cdot 20$ // コロミア
五、二五二MHz 未満		一一MHz以上 二〇MHz未満	次に掲げる式による値 以下 $10^{-1} \cdot f \cdot (6/30) \cdot (f-1) \cdot 20$ // コロミア
五、二六一MHz 以上	五、二六〇MHz	二〇MHz以上 二六・七MHz未満	次に掲げる式による値 以下 $10^{-1} \cdot f \cdot (6/30) \cdot (f-20)$ // コロミア
五、二六六・ 七MHz未 満		二六・七MHz未 満	二・五マイクロワ ット以下
五、二六〇MHz 以上	五、二六〇MHz	二六・七MHzを超え 一一〇MHz未満	二・五マイクロワ ット以下
五、三六〇MHz 以下		二六・七MHz未 満	二・五マイクロワ ット以下

注 f の単位は、MHzとする。

五、二四〇MHz を超え	一〇MHz以上 二〇MHz未満	次に掲げる式に よる値以下
五、二四九MHz 以下		次に掲げる式に よる値以下
五、二四〇MHz を超え	一〇MHz以上 二〇MHz未満	次に掲げる式に よる値以下
五、二五〇MHz 以下		次に掲げる式に よる値以下
五、三五〇MHz 以上	九〇MHz以上 一〇〇MHz以下	次に掲げる式に よる値以下
五、三六〇MHz 以下		次に掲げる式に よる値以下

注 fの単位は、MHzとする。

(一) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の無線設備

五、一八〇MHz 以下	基準チャネル からの差の周 波数 (f)	一MHzの帯域幅に おける等価等方 輻射電力
五、一四二MHz 以上	三八MHz以上 四五MHz以下	二・五マイクロワ ット以下
五、一四二MHz を超え	三〇MHz以上 三八MHz未満	一五マイクロワ ット以下
五、一五〇MHz 以下		次に掲げる式に よる値以下
五、二五〇MHz 以上	一〇MHz以上 二〇MHz未満	次に掲げる式に よる値以下
五、二五〇MHz 以下		次に掲げる式に よる値以下

(二) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

五、一三五MHz 以上	基準チャネル からの差の周 波数 (f)	一MHzの帯域幅における等 価等方輻射電力
五、一四二MHz 以下	三八MHzを超え 四五MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、一四二MHz を超え	三〇MHzを超え 三八MHz以下	一五マイクロワット以下
五、一五〇MHz 以下		次に掲げる式による値以 下
五、二五〇MHz 以上	一〇MHz以上 二〇MHz未満	次に掲げる式による値以 下
五、二五〇MHz 以下		次に掲げる式による値以 下

	を 超え	一 MHz未満	よ る値以下
五、二五〇MHz 以下	五、二五〇MHz		$10^{-1} \times (f-1) \times 10^{-3}$ W
五、三二〇MHz 以上	五、三五〇MHz	三〇MHz以上	
五、三六五MHz 以下	四五MHz以下		二・五マイクロワ ット以下

注 fの単位は、MHzとする。

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数 (f)	1MHzの帯域幅における等価平方輻射電力
五、一九〇MHz	五、一〇〇MHz以上	四八・四MHz以上	二・五マイクロワット以下
	五、一四一・六MHzを超え	四〇MHz以上	一五マイクロワット以下
	五、一五〇MHz以下	四八・四MHz未満	次に掲げる式による値以下
	五、二五〇MHz以上	二〇MHz以上	
	五、二五一MHz	二一MHz未満	$10^{-1} \times (f-1) \times 10^{-3}$ W

(2) 五、一九〇MHz又は五、二三〇MHzの周波数の電波を使用する場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルからの差の周波数 (f)	1MHzの帯域幅における等価平方輻射電力
五、一〇〇MHz以上	五、一九〇MHz	四八MHzを超え	二・五マイクロワット以下
五、一四二MHz以下		四〇MHzを超え	一五マイクロワット以下
五、一四二MHzを超え		四八MHz以下	次に掲げる式による値以下
五、一五〇MHz以下		二〇MHz以上	
五、二五〇MHz以上	五、二三〇MHz	二一MHz未満	$10^{-1} \times (f-1) \times 10^{-3}$ W

五、二四九MHz 以下	二〇MHz以上 二一MHz未満	10- $(8/190) \cdot (f-2) - 14.08$ (1) 11- $(20/100) \cdot (f/2)$ (2) dBm
五、二四九MHz を超え	二〇MHz以上 二一MHz未満	次に掲げる式に よる値以下
五、二五〇MHz 以下	四〇MHz以上 四八・四MHz未満	dBm
五、三五〇MHz 以上	四八・四MHz未満	一五マイクロワ ット以下
五、三五八・ 四MHz未満		
五、三五八・ 四MHz以上	四八・四MHz以上 九〇MHz以下	二・五マイクロワ ット以下
五、四〇〇MHz 以下		

注 fの単位は、MHzとする。

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅に おける等価等方 輻射電力
五、二二三・ 二MHz以下		八六・八MHz以上 一九〇MHz以下	二・五マイクロワ ット以下
五、二二三・ 以上			
五、二二〇MHz 以上			
六〇MHz以上			

(3) 五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三三〇MHzの周波数の電
波を使用する場合
(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅におけ る等価等方輻射電力
五、一四〇MHz 以上		二六・七MHzを超え 一一〇MHz未満	二・五マイクロワツ ト以下
五、二二三・ 三MHz以下			
五、二二三・ 三MHzを超え			
二〇MHzを超え			次に掲げる式による 値以下
二六・七MHz以下			

			五、二二〇MHz
五、二二〇MHz 三MHzを超え	八六・七MHz未満 八〇MHz以上	10 ⁻³ (3/100) (f-80) (f+100)	二MHzを超え 五、一五〇MHz 以下
五、二〇三・ 三MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット 以下	五、二五〇MHz 以上
五、二〇三・ 三MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット 以下	五、二五〇MHz 以上
五、二〇三・ 三MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット 以下	五、二五〇MHz 以上
五、二〇三・ 三MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット 以下	五、二五〇MHz 以上
五、二〇三・ 三MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット 以下	五、二五〇MHz 以上
五、二〇三・ 三MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット 以下	五、二五〇MHz 以上
五、二〇三・ 三MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット 以下	五、二五〇MHz 以上
五、二〇三・ 三MHz以下	八六・七MHz以上 二七〇MHz以下	二・五マイクロワット 以下	五、二五〇MHz 以上

五、二四〇MHz 以下	五、二六〇MHz	10 ⁻¹ (1/10) (f-80) (f+100)	二MHzを超え 五、一五〇MHz 以下
五、二四〇MHz を超え	五、二六〇MHz	二〇MHz以下	五、二五〇MHz 以上
五、二四〇MHz 以下	五、二六〇MHz	二〇MHz以下	五、二五〇MHz 以上
五、二四〇MHz を超え	五、二六〇MHz	二〇MHz以下	五、二五〇MHz 以上
五、二四〇MHz 以下	五、二六〇MHz	二〇MHz以下	五、二五〇MHz 以上
五、二四〇MHz を超え	五、二六〇MHz	二〇MHz以下	五、二五〇MHz 以上
五、二四〇MHz 以下	五、二六〇MHz	二〇MHz以下	五、二五〇MHz 以上
五、二四〇MHz を超え	五、二六〇MHz	二〇MHz以下	五、二五〇MHz 以上
五、二四〇MHz 以下	五、二六〇MHz	二〇MHz以下	五、二五〇MHz 以上
五、二四〇MHz を超え	五、二六〇MHz	二〇MHz以下	五、二五〇MHz 以上

注 fの単位は、MHzとする。

占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方幅射電力
五、一三五MHz 以上		二六・七MHzを超え	二・五マイクロワット 以下
五、一三三・ 三MHz以下		二六・七MHzを超え	二・五マイクロワット 以下

五、二五〇MHz	五、〇九九・ 六MHzを超え 五、一五〇MHz 以下	一〇〇MHz以上 一五〇・四MHz未満	一五マイクロワ ット以下
五、三五〇MHz 以上	四MHz未満 五、四〇〇・ 四MHz以上 五、五八四MHz 以下	一五〇・四MHz以上 三三四MHz以下	一五マイクロワ ット以下
注 fの単位は、MHzとする。			

ワ イからラまでに規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条
件に適合するものであること。

四 五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（上
空にあつては、航空機内で運用する場合に限る。）

イ 前号イ、ロ、へ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

五、二二四・二MHzを超え	五、二七〇MHz	四〇MHzを超え 四五・八MHz未満	次に掲げる式による 値以下 $10^{-11.7/200} (f-10)^{-1.8+102/f}$ ≧10 ⁻¹¹ ワット
五、二二〇MHzを超え 五、二四九MHz以下		二一MHzを超え 四〇MHz以下	次に掲げる式による 値以下 $10^{-10.7/30} (f-2)^{-1+102/(f-2)}$ ≧10 ⁻¹¹ ワット
五、二四九MHzを超え 五、二五〇MHz以下		二〇MHzを超え 二一MHz以下	次に掲げる式による 値以下 $10^{-10.7/30} (f-2)^{-1+102/(f-2)}$ ≧10 ⁻¹¹ ワット
五、三五〇MHz以上		四〇MHz以上	一五マイクロワット 以下
五、三五八・四MHz未満	五、三三〇MHz	四八・四MHz以下	以下
五、三五八・四MHz以上		四八・四MHz以上	二・五マイクロワット 以下
五、四〇〇MHz以下		九〇MHz以下	ト以下
注 fの単位は、MHzとする。			

ワ イからルまでに規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条
件に適合するものであること。

三の二 五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、
五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、
六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七
〇〇MHzの周波数の電波を使用するもの（上空で運用する無線局（航空機内で運用す
るものを除く。）が使用するものを除く。）

イ 前号イ、ロ、ホ、チ及びリに掲げる条件に適合すること。

□ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

五、五一〇MHz、五、五五〇MHz、五、五九〇MHz、五、六三〇MHz又は五、六七〇MHz

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

五、五三〇MHz又は五、六一〇MHz

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

五、五七〇MHz

ハ 変調方式は、次のいずれかであること。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一

九・七MHz以下の場合に限る。）

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合に限る。）

(3) 直交周波数分割多重方式

ニ 信号伝送速度は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

毎秒二〇メガビット以上

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

毎秒四〇メガビット以上

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

毎秒八〇メガビット以上

□ 変調方式は、次のいずれかであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

(一) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式

(二) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方式

(三) 周波数分割多重方式

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合 周波数分割多重方式

ハ 信号伝送速度は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合、毎秒二〇メガビット以上の速度で信号を送送できるものでなければならないこと。

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合、毎秒四〇メガビット以上の速度で信号を送送できるものでなければならないこと。

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

毎秒一六〇メガビット以上

ホ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用する送信装置

一〇ミリワット以下

(3) 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一・七MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(二) 占有周波数帯幅が一・七MHzを超え三八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

(四) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

ヘ 一MHzの帯域幅における等価等方幅射電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一・七MHz以下の場合

五〇ミリワット以下(一)の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、二五ミリワット以下)

(下)

(2) 占有周波数帯幅が一・七MHzを超え三八MHz以下の場合

二五ミリワット以下(一)の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、一・二五ミリワット

二 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

(1) 口(1)の変調方式を使用するものは、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(2) 口(1)の変調方式を使用するものは、一〇ミリワット以下であること。

(3) 口(1)及び口(2)の変調方式を使用するものは、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一・七MHz以下のものは、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(二) 占有周波数帯幅が一・七MHzを超え三八MHz以下のものは、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

ホ 一MHzの帯域幅における等価等方幅射電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一・七MHz以下の場合

(一) 一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合 五〇ミリワット以下

(二) (一)以外の場合 二五ミリワット以下

(2) 占有周波数帯幅が一・七MHzを超え三八MHz以下の場合

(一) 一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合 二五ミリワット以下

以下)

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一一・五ミリワット以下(一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、六・二五ミリワット以下)

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

六・二五ミリワット以下(一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、三・一二五ミリワット以下)

ト 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下のとき

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のとき

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一九MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下のとき

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の(±)三九MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い

(一) 以外の場合 一一・五ミリワット以下

ヘ 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合、搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合は、搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合は、搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一九MHzの帯域内に幅射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

値

升 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

(一) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外のとき
表 (略)

(二) 変調方式が直交周波数分割多重方式のとき
表 (略)

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合
表 (略)

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

周波数帯	幅射電力
五、三四〇MHz以上五、四六〇MHz以下	一一・五マイクロワット以下
五、四六〇MHzを超え五、四六九・五MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、四六九・五MHzを超え五、四七〇MHz以下	五二・二マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、八〇〇MHz以下	一一・五マイクロワット以下

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

周波数帯	幅射電力
一MHzの帯域幅における等価等方	幅射電力

ト 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する場合

(一) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合
表 (略)

(二) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合
表 (略)

(2) 五、五一〇MHz、五、五五〇MHz、五、五九〇MHz、五、六三〇MHz又は五、六七〇MHzの周波数の電波を使用する場合
表 (略)

五、二三六MHz以上五、四一九・六MHz以下	一二・五マイクロワット以下
五、四一九・六MHzを超え五、四七〇MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、九〇四MHz以下	一二・五マイクロワット以下

リ イからチまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

五 五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用するもの（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号(5)の告示で定める場所において使用する場合に限る。）

イ 第三号イ、ロ、へ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

ロ 占有周波数帯幅は、三八MHzを超え七八MHz以下であること。

ハ 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

ニ 信号伝送速度は、毎秒一六〇メガビット以上であること。

ホ 送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。

へ 一MHzの帯域幅における等価平方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二一〇MHzの周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下

(2) その他の周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

ト 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の（±三九MHzの帯域内に輻射

チ イからトまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値
 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二一〇MHz及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同
 時に使用する場合

基準チャネ ル	周波数帯	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅に おける等価等方 輻射電力
五、二一〇MHz	五、〇二〇MHz 以上	七五・二MHz以上 一九〇MHz以下	二・五マイクロワ ット以下
	五、一三四・ 八MHz以下	六〇MHz以上 七五・二MHz未満	一二・五マイクロ ワット以下
	五、二五〇MHz 以上	四〇MHz以上 四一MHz未満	次に掲げる式に よる値以下
	五、二五一MHz 未満	四一MHz以上 七五・二MHz未満	次に掲げる式に よる値以下
	五、二八五・ 二MHz未満	七五・二MHz以上 一六〇MHz未満	次に掲げる式に よる値以下
	五、二八五・ 二MHz以上 五、三七〇MHz 未満	七五・二MHz以上 一六〇MHz未満	次に掲げる式に よる値以下

五、二一〇MHz

五、二五〇MHz

五、二五一MHz

五、二八五・

二MHz未満

五、二八五・

二MHz以上

五、三七〇MHz

未満

基準チャネルか
らの差の周波数
(f)

一MHzの帯域幅に
おける等価等方
輻射電力

二・五マイクロワ
ット以下

ット以下

一二・五マイクロ
ワット以下

次に掲げる式に
よる値以下

五、五三〇MHz	五、三七〇MHz 以上 五、四五四・ 八MHz以下	七五・二MHz以上 一六〇MHz以下	二・五マイクロワ ット以下
五、四五四・ 八MHzを超え 五、四七〇MHz 以下	六〇MHz以上 七五・二MHz未満	一五マイクロワ ット以下	
五、七二五MHz 以上 五、八〇〇MHz 以下	一一五MHz以上 一九〇MHz以下	一五マイクロワ ット以下	

注 fの単位は、MHzとする。

(2) 五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する場合は

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数 (f)	1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、〇二〇MHz 以上 五、二二四・ 八MHz以下	七五・二MHz以上 二七〇MHz以下	四一MHz以上 七五・二MHz未満	二・五マイクロワ ット以下
五、二二四・ 八MHzを超え 五、二四九MHz 以下	四一MHz以上 七五・二MHz未満	次に掲げる式に よる値以下	次に掲げる式に よる値以下
五、二四九MHz 以下	四〇MHz以上		次に掲げる式に よる値以下

$$10 \cdot \frac{0.7303 \cdot (f-1) - 11.1111}{1.80141 \cdot (f-1) - 0.87}$$

マイクロワ

次に掲げる式に

五、二九〇MHz	五、二五〇MHz を 超え	四一MHz未満	よる値以下 10 ⁻⁷ (μV/m) (10 ⁻¹⁰ W/m ²) V/m
五、三六五・ 二MHz未満	五、三五〇MHz 以上	六〇MHz以上	一五マイクロワ ツト以下
五、四一〇MHz 未満	五、三六五・ 二MHz以上	七五・二MHz以上 一一〇MHz未満	二・五マイクロワ ツト以下
五、四一〇MHz 以上	五、四一〇MHz 以上	七五・二MHz以上 一一〇MHz以下	二・五マイクロワ ツト以下
五、五三〇MHz	五、四五四・ 八MHz以下	六〇MHz以上	一五マイクロワ ツト以下
五、六一〇MHz	五、四五四・ 八MHzを 超え	七五・二MHz未満	一五マイクロワ ツト以下
	五、七二五MHz 以上	一一五MHz以上	一五マイクロワ ツト以下
	五、八〇〇MHz 以下	一九〇MHz以下	一五マイクロワ ツト以下

注 f の単位は、MHzとする。

リ イからチまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

六 二四・七七MHz以上二五・二三MHz以下の周波数の電波であつて二四・七七MHz

四 二四・七七MHz以上二五・二三MHz以下の周波数の電波であつて二四

若しくは二四・七七Hzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は二七・〇二MHz以上二七・四六Hz以下の周波数の電波であつて二七・〇二MHz若しくは二七・〇二MHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの
 Y～F (略)

別表第一号(第五関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)
6 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)
8 2.450MHzを 超え10.500MHz 以下	1～5 (略) 6 小電力データ通信システ ムの無線局 (1) 5.150MHzを超え 5.350MHz以下又は 5.470MHzを超え 5.725MHz以下の周 波数の電波を使用する もの	(略) 20

くは二四・七七Hzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は二七・〇二MHz以上二七・四六Hz以下の周波数の電波であつて二七・〇二MHz若しくは二七・〇二MHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの
 Y～F (略)

別表第一号(第五関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)
6 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)
8 2.450MHzを 超え10.500MHz 以下	1～5 (略) 6 小電力データ通信システ ムの無線局 (1) 5.180MHz、5.190 MHz、5.200MHz、 5.220MHz、5.230M Hz、5.240MHz、 5.260MHz、5.270M Hz、5.280MHz、	(略) 20

	(2) (略)	
9 (略)	7 (略)	(略)

注 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第29 (略)

第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 (略)
- 2 5.150MHzを超え5.350MHz以下の周波数の電波を使用するもの

	(2) (略)	
9 (略)	7 (略)	(略)

注 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第29 (略)

第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 (略)
- 2 5.180MHz、5.190MHz、5.200MHz、5.220MHz、5.230MHz、5.240MHz、5.260MHz、5.270MHz、5.280MHz、5.30MHz、5.310MHz

(1) 占有周波数帯幅が19MHz以下のものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの 19MHz

(2) 占有周波数帯幅が19MHz以下のものであつて、(1)以外のもの
18MHz

(3) 占有周波数帯幅が19MHzを超え38MHz以下のもの 38MHz

(4) 占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下のもの 78MHz

(5) 占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下のもの
158MHz

3 5.470MHzを超え5.725MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が19.7MHz以下のもの 19.7MHz

(2) 占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下のもの 38MHz

z

(3) 占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下のもの 78MHz

(4) 占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下のもの
158MHz

z

又は5.320MHzの周波数の電波を使用するもの

(1) 5.190MHz、5.230MHz、5.270MHz又は5.310MHzの周波数の電波を使用するものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの（占有周波数帯幅が19MHzを超えるものに限る。） 38MHz

(2) 5.180MHz、5.200MHz、5.220MHz、5.240MHz、5.260MHz、5.280MHz、5.300MHz又は5.320MHzの周波数の電波を使用するものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの 19MHz

(3) 5.180MHz、5.200MHz、5.220MHz、5.240MHz、5.260MHz、5.280MHz、5.300MHz又は5.320MHzの周波数の電波を使用するものであつて、(2)以外のもの 18MHz

3 5.500MHz、5.510MHz、5.520MHz、5.540MHz、5.550MHz、5.560MHz、5.580MHz、5.590MHz、5.600MHz、5.5620MHz、5.630MHz、5.640MHz、5.660MHz、5.670MHz、5.680MHz又は5.700MHzの周波数の電波を使用するもの

(1) 5.510MHz、5.550MHz、5.590MHz、5.630MHz又は5.670MHzの周波数の電波を使用するものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの（占有周波数帯幅が19.7MHzを超えるものに限る。） 38MHz

(2) 5.500MHz、5.520MHz、5.540MHz、5.560MHz、5.580MHz、5.600MHz、5.620MHz、5.640MHz、5.660MHz、5.680MHz又は5.700MHzの周波数の電波を使用するもの 19.7MHz

第 31～第 61 (略)

別表第三号(第 7 条関係)

1～28 (略)

29 小電力データ通信システム△の無線局の送信設備であつて、5.150MHzを超え5.350MHz以下又は5.470MHzを超え5.725MHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 5.210MHz又は5.290MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.020MHz未滿及び <u>5.480M</u> Hzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が <u>2.5μW</u> 以下

(4) 5.250MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
4.916MHz未滿及び <u>5.584M</u> Hzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が <u>2.5μW</u> 以下

(5) 5.500MHz、5.520MHz、5.540MHz、5.560MHz、5.580MHz、5.600MHz、5.620MHz、5.640MHz、5.660MHz、5.680MHz又は5.700MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

ア・イ (略)

第 31～第 61 (略)

別表第三号(第 7 条関係)

1～28 (略)

29 小電力データ通信システム△の無線局の送信設備であつて、5.180MHz、5.190MHz、5.200MHz、5.220MHz、5.230MHz、5.240MHz、5.260MHz、5.270MHz、5.280MHz、5.300MHz、5.310MHz、5.320MHz、5.500MHz、5.510MHz、5.520MHz、5.540MHz、5.550MHz、5.560MHz、5.580MHz、5.590MHz、5.600MHz、5.620MHz、5.630MHz、5.640MHz、5.660MHz、5.670MHz、5.680MHz又は5.700MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 5.500MHz、5.520MHz、5.540MHz、5.560MHz、5.580MHz、5.600MHz、5.620MHz、5.640MHz、5.660MHz、5.680MHz又は5.700MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

ア・イ (略)

(6) 5.510MHz、5.550MHz、5.590MHz、5.630MHz又は5.670MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.420MHz未満及び5.760MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

(7) 5.530MHz又は5.610MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.340MHz未満及び5.800MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

(8) 5.570MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.236MHz未満及び5.904MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

30～57 (略)

(4) 5.510MHz、5.550MHz、5.590MHz、5.630MHz又は5.670MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.420MHz未満及び5.760MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

30～57 (略)

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の二（略）</p> <p>十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の三の二 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の三の三 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の四 設備規則第四十九条の二十第六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の五 十六六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の二（略）</p> <p>十九の三 五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の三の二 五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の四 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備</p> <p>十九の五 十六六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（同上）</p>

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

置 装 一	
二 試験項目	
三 測定器等	
(略)	四 特定無線設備の種別
備 設 線 無 の 二 の 三 の 号 九 十 第 項 一 第 条 二 第	
備 設 線 無 の 三 の 三 の 号 九 十 第 項 一 第 条 二 第	
(略)	

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

置 装 一	
二 試験項目	
三 測定器等	
(同上)	四 特定無線設備の種別
備 設 線 無 の 二 の 三 の 号 九 十 第 項 一 第 条 二 第	
(同上)	

信		装				置	
スプリアス・レス ポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	隣接チャンネル選 択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周 波数変動	ダイエンフアシ ス特性	総合歪及び雑音
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～21 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

別表第二号

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多

信		装				置	
スプリアス・レス ポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	隣接チャンネル選 択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周 波数変動	ダイエンフアシ ス特性	総合歪及び雑音
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

注1～21 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

別表第二号

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多

元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

注1～11 (略)

注12 8の欄は、次によること。

(1)～(3) (略)

(4) 5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

(5) 5,250MHz以上5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局(他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内)の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。)又は子局(親局に制御される無線局をいう。)の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を3デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

(6) (略)

第四～第六 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに証明番号とする。

様式 (略)

元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

注1～11 (略)

注12 8の欄は、次によること。

(1)～(3) (略)

(4) 5,180MHz、5,190MHz、5,200MHz、5,220MHz、5,230MHz、5,240MHz、5,260MHz、5,270MHz、5,280MHz、5,300MHz、5,310MHz又は5,320MHzの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

(5) 5,260MHz、5,270MHz、5,280MHz、5,300MHz、5,310MHz、5,320MHz、5,500MHz、5,510MHz、5,520MHz、5,540MHz、5,550MHz、5,560MHz、5,580MHz、5,590MHz、5,600MHz、5,620MHz、5,630MHz、5,640MHz、5,660MHz、5,670MHz、5,680MHz又は5,700MHzの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局(他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内)の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。)又は子局(親局に制御される無線局をいう。)の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を3デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

(6) (略)

第四～第六 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに証明番号とする。

様式 (略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(略)	
第2条第1項第19号の3の2に掲げる無線設備	<u>YW</u>
第2条第1項第19号の3の3に掲げる無線設備	<u>HS</u>
(略)	

5 (略)

様式第8号～様式第14号 (略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(略)	
第2条第1項第19号の3の2に掲げる無線設備	<u>YW</u>
(略)	

5 (略)

様式第8号～様式第14号 (略)